

# 平成26年県立八戸北高等学校重大事態 再調査報告書

概要版

平成27年3月3日

青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会

## はじめに 一再調査結果の報告にあたって

この度の再調査の結果報告にあたり、亡くなられた生徒さんの御冥福を心からお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げます。

昨年12月、本調査部会は、知事からの再調査の要請を受け、調査・審議を開始しましたが、県教育委員会の附属機関である、青森県いじめ防止対策審議会において、専門分野の委員による精力的な審議により、調査報告書がまとめられており、これを再調査するという難しい立場での審議となりました。いじめ防止対策推進法に基づく再調査は、全国的にも事例が少なく、本県においては初めての事例であることから、法に定めるいじめの定義、再調査の意義、再調査にあたっての部会の姿勢など、審議の前提となる事項を一つひとつ確認しながら、議論を進めていく必要がありました。

しかし、この議論を通じて、私たち部会委員の中で、審議に関する共通認識を深めることができ、また、審議における姿勢も整理されて、最終的には、以下のような基本的な考え方のもとで審議が進められました。

- 法の目的である「児童生徒の尊厳の保持」を重視し、亡くなられた生徒さんの気持ちに寄り添った審議を心がける。また、生徒さんの立場を代弁する存在である御遺族への内容確認や情報提供を丁寧に行う。
- 法の目的である「いじめの防止」のために何をすべきかを常に念頭において審議を行うこととし、関係当事者や学校等に対する一方的な批判に陥らないよう留意する。
- 調査に関わった方々の精神的な負担に配慮するため、情報の公表には、十分に注意する。
- 御遺族や在校生の皆さんの心情に配慮し、できるだけ早期に調査結果をまとめるよう努力する。

本調査部会では、委員それぞれの専門的な知識や経験を活かし、活発に議論を行って、報告書にまとめることができました。調査に御協力いただいた皆様には深く感謝申し上げます。

今回の審議を通じて最も強く感じたのは、いじめ行為は、どのようなものであっても、全ての関係者を不幸にし、時には取り返しのつかない結果をもたらすこともあるということです。県民一人ひとりが、今よりほんの少し、お互いを思いやる気持ちをもって行動すれば、いじめのない健やかな社会が生まれるのではないのでしょうか。

平成27年3月3日

青森県青少年健全育成審議会

いじめ調査部会長 宮崎 秀一

# 再調査結果の概要

## 1 経緯

- 平成26年7月に発生した県立八戸北高等学校（以下「八戸北高」という。）における重大事態について、同年12月26日（金）、県教育長から知事に対して県教育委員会による調査結果が報告された。
- 調査では、いじめと判断される行為はあったとしている一方で、いずれも顕著な悪質性を判断するには至らないとしているほか、死に至った過程や背景に関しては、自殺はいじめにより直接的に引き起こされたものではないと結論づけている。
- 調査結果について、亡くなった生徒（以下「当該生徒」という。）の保護者が、内容に不服があり県に対して再調査を求める意向であることが確認されたことを踏まえ、知事への調査結果報告と同日、知事がいじめ防止対策推進法に基づく再調査の実施を決定した。
- 知事による再調査実施の決定を受け、同年12月28日（日）より青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会による再調査を実施したものである。

### <経緯>

平成26年7月 4日（金）	八戸北高2年の女子生徒が行方不明となる。
7月 8日（火）	当該生徒が遺体で発見される。
7月23日（水）	県教育長から知事に重大事態発生への報告
7月30日（水）	青森県いじめ防止対策審議会による調査・審議を開始
12月23日（火）	青森県いじめ防止対策審議会から県教育長に調査結果を答申
12月26日（金）	県教育長から知事に調査結果を報告 知事が再調査の実施を決定
12月28日（日）	青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会による再調査を開始
平成27年3月 3日（火）	いじめ調査部会から知事に再調査結果を報告

## 2 再調査の主要論点

再調査は、当該生徒の保護者の意向を尊重して実施が決定されたものであることから、県教育委員会の調査（以下「県教委調査」という。）の結果に関して、保護者の主張が異なる部分を主要論点とし、調査・審議を行った。

### 主要論点1 いじめの有無について

- 県教委調査：いじめと判断される可能性のある出来事として挙げた21項目のうち7項目をいじめと判断した。その7項目について行為の質を評価した結果、いずれも顕著な悪質性を認めるには至らず、程度の差はあれ、集団生活の中で不可避免的に生じる人間関係上の衝突の範疇にある行為、あるいはその延長線上にある言動であると判断する。
- 保護者所見：「いじめ」の判断にあたり、科学的根拠及び事実確認できない行為を「いじめ」と認めないなど、客観的な捉え方に偏りすぎている。また、「いじめ」に軽重の独自の判断を盛り込むなど法律を無視していると感じる。

## 主要論点2 いじめと自殺の因果関係について

■ 県教委調査：自殺はいじめにより直接的に引き起こされたものではなく、重度の摂食障害と抑うつや体調不全、友人関係、学業成績、「見捨てられる、嫌われる」といった孤立への不安、自尊心や自己評価の著しい低下などの幾重にも重なった複合的因子により惹起されたものとする。摂食障害については、中学時よりその素地があったものと考えられ、いじめと摂食障害の直接的な因果関係は認められない。

□ 保護者所見：いじめにより死に至ったものである。中学時から摂食障害の素地があったことの根拠が全く説明されていない。中学時にはそれに該当する言動や行動はなく、「いじめと摂食障害の直接的な因果関係は認められなかった」とする見解は到底認められるものではない。

## 3 再調査の結論

### 主要論点1 いじめの有無について

- ① 本事案におけるいじめの有無については、いじめ防止対策推進法及び青森県いじめ防止基本方針に示される法の趣旨及びいじめの定義に照らして判断し、いじめの「行為の質」の観点による評価は行わないこととした。
- ② いじめがあったと判断される可能性のある行為を、追加対象としたものも含め改めて11の出来事に整理した上で検討した結果、8つの出来事においていじめと認められる行為があったと判断する。

### 主要論点2 いじめと自殺の因果関係について

- ① 本事案においては、遺書その他事実を明確化する資料が残されていないことから、自殺に至った直接の原因（きっかけ）については判断できなかった。
- ② 医療機関受診時に説明した内容や書き残したメモ等と体重その他の体調の変化等の事実を総合すると、摂食障害の重症化に伴って希死念慮を抱くようになったと認められることから、摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と判断する。
- ③ 医療機関受診時に説明した内容や書き残したメモ等と体重データ等の分析から、高校入学後に、いじめや友人関係のトラブル、学業成績といったストレス要因が発生し、その一方で、居場所や絆といった環境要因が弱体化したことにより、摂食障害が発症し、重症化していったと判断する。

以上のとおり、いじめは自殺の直接的原因とは言えず、摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と考えられるが、高校入学後のいじめなどのストレス要因の発生と、居場所などの環境要因の弱体化により、摂食障害が発症し悪化していったと考えられることから、いじめと自殺の間には、一定の因果関係があったものと推察する。

### 再発防止に向けた提言

- ① 学校はいじめ防止体制を確立して実効性のある運用を図ると同時に、いじめに関する適切な学習機会を児童生徒に保障することが必要である。
- ② 学校・家庭・地域社会・関係機関が一体となったいじめ対策に取組み、相互の連携・協力を引き出すことが必要である。
- ③ いじめの概念を再確認した上で、学校関係者のみならず全ての県民にいじめ根絶に向けた意識改革と理解を促すことが必要である。

# 第1 再調査の趣旨と調査方針

## 1 再調査の基本的考え方

- ① 再調査は県教委調査の結果について調査するものであり、青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会（以下「調査部会」という。）が適切と判断した県教委調査の証拠書類を資料として用いるとともに、必要とされた追加調査を行って、資料の充実を図り、より幅広い視点での審議を行う。
- ② 当該生徒保護者の要望を踏まえて知事が再調査の実施を判断したことから、保護者が県教委調査の結果に対して納得できないとしている事項について重点的に審議する。また、審議においては、当該生徒保護者に対する内容確認や情報提供を丁寧に行う。
- ③ いじめ防止対策推進法第30条第5項において、「地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。」とされていることから、再調査においては、今後講ずるべき再発防止策の提言を併せて行う。

## 2 いじめ調査部会による追加調査の実施

### (1) 追加調査の実施方針

再調査にあたっては、主要論点である「いじめの有無」及び「いじめと自殺の因果関係」、再発防止のための方策を調査審議するために、調査部会が適切と判断した県教委調査の証拠書類を資料として用いるとともに、調査部会として改めて実施する必要があると判断した追加調査を行うことにより資料の充実を図り、より幅広い視点での調査・審議を行った。

### (2) 実施した追加調査の内容

#### ア 当該生徒保護者に対する聞き取り調査

県教委調査結果に対する当該生徒保護者の意見を確認するとともに、本事案に関する事実関係の明確化のため、調査部会として改めて聞き取り調査を行った。

#### イ 関係教員に対する聞き取り調査

事実関係の明確化とともに再発防止の観点からも学校の対応の確認は必要と判断し、調査部会として改めて関係教員に対する聞き取り調査を行った。

#### ウ 八戸北高関係生徒に対する聞き取り調査及び無記名式アンケート調査

「いじめの有無」の事実確認にあたっては関係生徒の証言が重要となることから、調査部会として、県教委調査における聞き取り調査対象者以外の生徒を含む関係生徒に対する聞き取り調査を行った。さらに、一層の情報収集を図るため、県教委調査では実施されていない無記名式アンケート調査を実施した。

#### エ 八戸北高入学以前から交流のあった生徒・関係者に対する聞き取り調査

いじめに関する事実関係と摂食障害の二つの観点から、当該生徒の高校入学以前からの親しい友人や関係者から聞き取りを行った。

## 第2 いじめの有無について（主要論点1）

### 1 「いじめ」の定義

#### ○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ○青森県いじめ防止基本方針（平成26年6月青森県・青森県教育委員会）

第1の2の（1）（抜粋）

法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。

### 2 いじめの有無の判断基準

#### （1）「いじめがあったと判断される可能性のある出来事」の整理

いじめの事象をよりの確に捉えるため、いじめと判断される可能性のある出来事として県教委調査で取り上げた21の出来事を、調査部会による追加調査の結果新たに取り上げることとしたものも含め、11の出来事に整理した。

#### （2）事実認定の判断基準

県教委調査及び追加調査で得られた客観証拠あるいは第三者の自身の経験を語った客観証言により判断した。また、客観証拠、客観証言がない場合は、当該生徒のメモの記述、当該生徒保護者及び関係生徒の主張等を吟味し、総合的に判断した。

#### （3）当該行為の「いじめ」要件該当性の判断

いじめに当たるかどうかの判断の要件は、①当該生徒と一定の人的関係があったか、②当該生徒に心理的・物理的な影響を与える行為であったか、③当該生徒が心身の苦痛を感じていたかという三点であることから、事実認定されたそれぞれの行為がこれら3要件に該当するかどうかを判断した。

#### （4）「いじめの質」という考え方について

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つて行うべきものであると判断し、いじめの「行為の質」の観点による評価は行わないこととした。

### 3 いじめの有無の判断

再調査において整理した11の出来事に関して、当該行為の事実認定の判断及び当該行為の「いじめ」要件該当性の判断によりいじめの有無を判断した結果、8つの出来事について、いじめと認められる行為があったと判断した。

## 1 1 の出来事といじめの有無の判断

※白抜き番号の項目がいじめあったと判断された出来事

	出来事の概要	判断
1	<p><b>LINEグループからの退会</b></p> <p>1年時の6月頃、当該生徒はLINEグループのメンバーの態度に違和感を覚え、その後無視され、仲間外れにされるようになった。その最中からタイムラインやツイッターへの当該生徒への悪口が書き込みされたり、無視されたり、冷たい声が聞こえるようになり、当該生徒はLINEグループを退会した。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査により、悪口や無視といった行為の事実が確認された。</p> <p>○これらの行為は心理的影響を与えるものであると認められる。また、当該生徒のメモから心身の苦痛を感じていたことが認められる。</p> <p>◆<u>よって、いじめがあったと判断する。</u></p>
2	<p><b>入学後友達になった人への敬遠策</b></p> <p>1年時の5月か6月頃、同じ方面から通う八戸北高生徒と当該生徒が仲よくなり、一緒に登下校したり、その生徒のクラスに行くようになると、他の生徒がそれを嫌ってにらんだりした。また、LINEでその生徒と一緒にいるのをやめてという趣旨の書き込みがされた。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査により、出来事記載の事実に関して、友人関係を妨害するような割り込み行為の事実が確認された。</p> <p>○この行為は心理的影響を与えるものであると認められる。また、当該生徒のメモから心身の苦痛を感じていたことが認められる。</p> <p>◆<u>よって、いじめがあったと判断する。</u></p>
3	<p><b>退会後の悪口</b></p> <p>当該生徒がLINEグループを退会した1年時の6月以降、当該生徒を除くLINEグループメンバーがLINEなどに「うざい」などの悪口を書き込んだり、グループ内で同様の話をしたりしていた。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査により、悪口の事実が確認された。</p> <p>○この行為は心理的影響を与えるものであると認められる。また、当該生徒のメモから心身の苦痛を感じていたことが認められる。</p> <p>◆<u>よって、いじめがあったと判断する。</u></p>
4	<p><b>トイレでのにらみ・変顔</b></p> <p>1年時の6月頃、当該生徒がトイレに行った時に、他の生徒に偶然会ってにらまれた。また、別の生徒が当該生徒を見て変顔をし、周囲の生徒がそれを見て笑うなどといった状況があった。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査により、変顔や笑いの行為の事実が確認された。</p> <p>○これらの行為はからかいと考えられ、心理的影響を与えるものであると認められる。また、当該生徒保護者の証言から心身の苦痛を感じていたことが認められる。</p> <p>◆<u>よって、いじめがあったと判断する。</u></p>
5	<p><b>情報プレゼンでの低評価等</b></p> <p>1年時の11月の教科「情報」の授業で、プレゼンを生徒同士で評価することがあり、同じグループの生徒から、プレゼン中に陰口を言われたり、極端に低い評価を付けられたり、コメントにプレゼンをひどくけなすことを書かれたりした。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査により、プレゼンの低評価、厳しいコメント、陰口の事実が確認された。</p> <p>○これらの行為は心理的影響を与えるものであると認められる。また、当該生徒保護者の証言から心身の苦痛を感じていたことが認められる。</p> <p>◆<u>よって、いじめがあったと判断する。</u></p>

## 1 1 の出来事といじめの有無の判断

	出来事の概要	判断
6	<p><b>1年時体育のバスケットの授業の無視</b></p> <p>1年時の冬休み明け後、体育の授業で、グループでシュートの練習をしていた時、グループの一人からバスケットボールに関する問いかけがあった。それに対して当該生徒が答えたが、当該生徒の答えを無視し別の人に同じ質問をした。</p>	<p>○追加調査により、無視する行為の事実が確認された。</p> <p>○この行為は心理的影響を与えるものであると認められる。また、当該生徒保護者の証言から心身の苦痛を感じていたことが認められる。</p> <p>◆よって、いじめがあったと判断する。</p>
7	<p><b>1年時体育のバスケットの授業での声援</b></p> <p>1年時の2月か3月、体育の授業でバスケットボールをしている時に2クラス混合でチームを組んで試合をする機会があった。当該生徒のチームのプレー中、声援があがっていたが、当該生徒がボールを手にする時声援がピタッとやんだことが何度もあった。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査により、数名の生徒が声援をやめる行為とそれに呼応する他の生徒の行為の事実が確認された。</p> <p>○これらの行為は仲間外れや無視と考えられ、心理的影響を与えるものであると認められる。また、このような状況は当該生徒が心身の苦痛を感じるものであったと判断する。</p> <p>◆よって、いじめがあったと判断する。</p>
8	<p><b>電車賃の返還</b></p> <p>1年時の3月、同じ電車で通学していた生徒から当該生徒が電車賃を借り、次の日に教室でその生徒にお金を返した際、近くにいた他の生徒から何か言われそうな雰囲気だったため、当該生徒はすぐに教室を出た。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査により、出来事記載の事実は確認されたが、その中にいじめに該当する行為は確認されなかった。</p> <p>◆よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
9	<p><b>離任式の写真撮影</b></p> <p>1年時の3月、離任式の日、クラスでの写真撮影時に、当該生徒が教室の入り口に立っていると、誰かに押されたように前のめりに転びそうになり、後ろを振り向くと、二人の生徒がニヤついていた。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査から、出来事記載の事実は確認されなかった。</p> <p>◆よって、いじめがあったとは判断できない。</p>
10	<p><b>2年時の悪口</b></p> <p>2年時にクラス替えがあったが、新しいクラスでもトイレ等で悪口を言われた。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査により、トイレ等での悪口の事実が確認された。</p> <p>○この行為は心理的影響を与えるものであると認められる。また、当該生徒保護者の証言等から心身の苦痛を感じていたことが認められる。</p> <p>◆よって、いじめがあったと判断する。</p>
11	<p><b>地域のイベント</b></p> <p>2年時の6月、当該生徒が地域のイベントに他校の友人と出かけた際、友人がトイレに行き、当該生徒が一人で待っていた時に他の生徒に偶然出会い、ばかにするような言い方をされた。</p>	<p>○県教委調査及び追加調査から、出来事記載の事実は確認されなかった。</p> <p>◆よって、いじめがあったとは判断できない。</p>

## 第3 いじめと自殺の因果関係（主要論点2）

---

### 1 当該生徒が置かれていた状況

- ① 当該生徒は2年時の6月に摂食障害のため医療機関を受診し、拒食や過食による精神的な辛さについて医師に話しており、摂食障害により心身の状況にストレスを感じ、希死念慮を抱くようになっていったと推察される。（希死念慮を感じさせる本人のメモ等あり）
- ② 医療機関受診の際、当該生徒は、摂食障害の原因を、「学校での友人とのトラブル」、「勉強がうまくいかないこと」と説明しており、学校での友人関係のトラブルや学業成績が、ストレス要因となっていたと推察される。（友人関係のトラブルに関する本人のメモ等あり）
- ③ また、中学校では、当該生徒は自分のことを理解してくれる周囲の人たちに見守られながら部活動や生徒会活動に積極的に取り組んでいたが、高校入学後は、「生き生きと活動できる場」（居場所）を確保できない、「周囲の生徒や先生方に見守られる親密さ」（絆）をつくることのできないといった状況に置かれており、これらの環境要因も摂食障害の発症に影響を及ぼしたものと推察される。
- ④ 摂食障害発症後においても、上記のストレス要因及び環境要因が加わることにより、摂食障害の重症化が進み、それに伴い抑うつ状態が悪化し、希死念慮や自傷行為も見られるようになる。そして、当該生徒は、孤立感・疎外感や摂食障害の悪化に伴う苦痛に耐え切れず、この状況から逃げ出したいとの思いが強くなって自殺に向かっていったと推察される。

### 2 いじめと自殺の因果関係

- ① 本事案においては、遺書その他事実を明確化する資料が残されていないことから、自殺に至った直接の原因（きっかけ）については判断できなかった。
- ② 医療機関受診時に説明した内容や書き残したメモ等と体重その他の体調の変化等の事実を総合すると、摂食障害の重症化に伴って希死念慮を抱くようになったと認められることから、摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と判断する。
- ③ 医療機関受診時に説明した内容や書き残したメモ等と体重データ等の分析から、高校入学後に、いじめや友人関係のトラブル、学業成績といったストレス要因が発生し、その一方で、居場所や絆といった環境要因が弱体化したことにより、摂食障害が発症し、重症化していったと判断する。

以上のとおり、いじめは自殺の直接的原因とは言えず、摂食障害の重症化が自殺の主たる要因と考えられるが、高校入学後のいじめなどのストレス要因の発生と、居場所などの環境要因の弱体化により、摂食障害が発症し悪化していったと考えられることから、いじめと自殺の間には、一定の因果関係があったものと推察する。

## 第4 再発防止に向けて（提言）

---

### 1 学校におけるいじめ防止体制の確立と実効性のある運用

#### （1）いじめの防止

学校は法の趣旨を理解し、いじめの防止等の対策に主体的に取り組む必要がある。教職員、児童生徒及び保護者に対する啓発活動を継続的に実施するとともに、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行い、効果的な運用を図っていくことが求められる。

#### （2）いじめの早期発見

いじめを早期に発見するためには、いじめの状況を定期的に把握するとともに、いじめが起きにくくなるような取組を計画的に行い、その取組の成果を評価し改善していくことが必要である。効果的なアンケート調査の実施や、些細な情報でも教職員間で情報共有を進め、いじめへの感度を高めた迅速な対応ができる指導・相談環境の整備が必要である。

#### （3）いじめへの対処

「いじめ」又は「いじめと思われる事象」を確認した場合、学校内での情報共有を図り、児童生徒の安全と心の安定の確保、事実確認など、組織的に速やかな対応を行うことが重要である。また、児童生徒に対する指導において、いじめ防止に児童生徒が主体的に取り組む活動を充実させていくことも必要である。

#### （4）いじめ防止体制の確立

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うためには、管理職、生徒指導担当教員、養護教諭等の複数の教職員のほか、状況に応じて外部の関係者としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを入れるなど、組織的に対応できる体制づくりが重要である。

### 2 いじめに関する学習機会の保障

#### （1）道徳教育を含む学校教育活動全体におけるいじめ防止教育

児童生徒が仲間や社会と「つながる力」を育て、子供たちの自尊感情を高めるための活動、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の活動の推進、命を大切にする心を育むための指導等を積極的に行っていく必要がある。

#### （2）人権教育・法教育

いじめ防止のためには、いじめとは重大な人権侵害であると同時に、自分自身の人格をも損なう行為であることを児童生徒に理解させることが重要である。また、いじめが法的責任を問われ得ることを理解させ、併せて、法を理解し活用する力を育成するための法教育が求められる。

#### （3）情報モラル教育・コミュニケーションスキルの向上

保護者や警察、通信事業者等と協力し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のリスク、インターネット・スマートフォンの使用に関する正しい理解を図るとともに、あらゆる教育活動の中で、児童生徒同士が良好な人間関係を構築できるよう、face-to-face のコミュニケーションスキルの向上や心理教育の活用を図っていく必要がある。

### 3 学校・家庭・地域社会・関係機関が一体となったいじめ対策の推進

#### (1) 教育相談体制の充実及び学校と公的支援機関・民間支援団体との連携促進

いじめ、不登校、ひきこもりなど、困難を抱える児童生徒の問題は多様化・複雑化し、これまでの学校での生徒指導体制だけでは十分に対応しにくいケースが出てきている。

このような問題に対応するためには、各分野の相談窓口を設置している公的支援機関や、個別相談、訪問支援等を行っている民間支援団体と連携した指導・支援体制づくりや、それら連携を支援するスクールソーシャルワーカーの整備・充実が求められる。

また、相談窓口、支援機関に対する情報について、児童生徒及び保護者を含む県民に広く周知を図り、一人で抱え込まずに気軽に相談できる環境を整えていくことも重要である。

#### (2) 重大事態発生後において心のケアを支援する専門家による支援体制の整備

重大事態発生時における二次的被害を防ぐために、学校現場における対処を緊急的にサポートする CRT (Crisis Response Team=学校危機への心の緊急支援のためのチーム) といった、心のケアに関して精神科医や臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等の専門家による学校の初期対応を支援するための体制づくりが求められる。

#### (3) 青少年健全育成・命を大切にする心を育む取組及び自殺予防教育・心理教育の推進

全ての児童生徒が自己肯定感や充実感を持って生活を送るとともに、命を大切にし、他者への思いやりを持ち、たくましく健やかに生きていくよう、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たすとともに、「青少年健全育成県民運動」、「命を大切にする心を育む県民運動」等を通じて、社会全体として児童生徒の健全育成を進めていくことが重要である。

また、児童生徒、教職員及び保護者に対する自殺予防教育、さらにはその下地ともなる心理教育を効果的に実施していくことが求められる。

### 4 いじめの概念の再確認といじめ根絶に向けた県民理解の促進

- 本事案から見えてきた課題の一つとして、「いじめ」について、生徒、教職員が十分に理解していなかったことが言える。SNSによるものを含む悪口や無視といった、日常の学校生活、友人関係の中で容易に起こり得る行為が、相手に対して精神的苦痛を与え、時として重大事態につながる場合もあるということを改めて認識しなければならない。
- このことは、全ての児童生徒、学校、家庭に共通する課題であり、いじめ根絶に向けて、まずは社会全体でいじめの概念を再確認し、学校、地域社会、関係機関が一体となって、県民に対するいじめについての理解促進をより一層進めていくことが求められる。

## 第5 審議経過等

### 1 青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	弘前大学教育学部 教授	宮崎 秀一	部会長
2	八戸学院大学 学長補佐 ビジネス学部 教授	石橋 修	部会長職務代理者
3	青森大学社会学部 教授	船木 昭夫	
4	弘前大学大学院 医学研究科附属子どものこころの発達研究センター特任准教授（精神科医）	栗林 理人	
5	青森県臨床心理士会（臨床心理士）	高橋 育子	
6	青森県弁護士会（弁護士）	田村 良	
7	青森県PTA連合会 理事	佐藤江里子	

### 2 いじめ調査部会による主な調査・審議経過

実施年月日	内 容
平成26年12月26日(金)	(知事による再調査の決定)
平成26年12月28日(日)	第2回調査部会（第1回審議）
平成27年 1月 8日(木)	第3回調査部会（第2回審議）
平成27年 1月11日(日)	聞き取り調査（当該生徒保護者1回目）
同上	聞き取り調査（関係教員）
平成27年 1月18日(日)	第4回調査部会（第3回審議）
平成27年 1月21日(水) ～ 1月26日(月)	無記名式アンケート調査
平成27年 1月25日(日)	聞き取り調査（関係生徒）
同上	聞き取り調査（高校入学前からの友人・関係者）
平成27年 1月31日(土)	聞き取り調査（当該生徒保護者2回目）
平成27年 1月31日(土)	第5回調査部会（第4回審議）
平成27年 2月 8日(日)	第6回調査部会（第5回審議）
平成27年 2月15日(日)	第7回調査部会（第6回審議）
平成27年 2月22日(日)	第8回調査部会（第7回審議）
平成27年 3月 3日(火)	知事に対する再調査結果の報告

## おわりに

本報告のおわりに、関係者及び県民の皆様にご改めてお伝えしたいことがあります。

本事案は、亡くなった生徒さんの御遺族はもちろん、全ての生徒と教職員に深い悲しみを残しました。

若い尊い生命が失われたこの不幸な事件を通じて、いじめをする側は軽い気持ちで行ったつもりでも、それを受ける者の心は大きく傷つくということを誰もが痛感しました。

いじめは、周囲に広くさまざまな影響を及ぼします。学校現場では平常の教育活動と生徒の安定した学習環境の回復を目指しての努力が始まっていますが、今後も多くの時間と労力を要するでしょう。また、いじめに関わったとされる生徒は、学校の指導と自らの真摯な反省の下で日々の学校生活を送っていることと思います。

今後、学校を含め関係機関及び関係者は、被害生徒の遺族の心情に最大限配慮しつつ、これらの課題に真剣に取り組んでほしいと思います。そのためには、当事者の誠実な対応と努力に加えて、関係行政機関の適切な支援、そして今後の推移に対する県民の皆様や報道関係者各位の温かく冷静な見守りが不可欠だと考える次第です。皆様のご協力をお願い申し上げます。

今回の出来事を教訓として、青森県内のすべての学校が、いじめのない、児童生徒が生き生きと学び健やかに成長していける場であってほしいと願っています。

青森県青少年健全育成審議会 いじめ調査部会